

施 設 3 7 9 号
令和 5 年 12 月 4 日

庁 内 各 位

警 察 本 部 警 務 部
施 設 課 長
(公 印 省 略)

県庁議会棟前市道の車両通行止めについて

現在、警察本部庁舎は、老朽化の解消と耐震強度の確保のため、大規模改修工事を行っております。

今般、工事に伴うクレーンによる工事資機材の荷揚げ等のため、下記のとおり議会棟前市道の車両（自動車）の通行止めを行いますのでお知らせします。

記

1 車両（自動車）通行止めの期間、場所及び留意事項

(1) 期間

令和 5 年 12 月 13 日 (水) 22 時から令和 5 年 12 月 16 日 (土) 15 時まで

(2) 場所（区間）

県庁議会棟と警察本部庁舎の間の市道（警察本部東側交差点から警察本部西側交差点までの区間）

(3) 留意事項

ア 歩行者及び自転車は通行可能です。

イ 車両（自動車）の迂回路は国道又は新町通りとなります。

ウ 車両通行止め区間であっても、パトカー等緊急車両、郵便や宅配（納品・出前含む）業者の車両及び次の 2 により貸与する通行証提示車両は、青い森公園側からのみ入出可能です。

エ 交通誘導員を配置するので、その指示に従ってください。

2 通行証の貸与及び使用について

(1) 通行証の貸与対象

県庁議会棟又は警察本部庁舎の出入口まで、業務の都合上、真に乗り入れが必要な車両とします。

なお、業者に対し通行証の貸与が必要な場合は、関係主管所属が取りまとめて申請及び管理してください。

(2) 通行証の貸与申請

車両の乗り入れを必要とする 7 日前までに、別紙「車両通行証貸与申請書」を

メール又は書面により申請してください。

(3) 通行証の使用方法

貸与された通行証は、車両のダッシュボード等に掲げ、車両通行止め区間に配置される交通誘導員の確認を受けてから進入してください。

3 その他

- (1) 車両通行止め区間内においては、工事関係車両の通行が優先となります。
- (2) 通行証を紛失した場合は、速やかに、下記担当へ連絡してください。
- (3) 参考として、県警ホームページ掲載用チラシ「警察本部庁舎と県庁議会棟の間の市道の自動車通行止めについて」を添付します。

【担当】

警察本部警務部施設課

(代)017-723-4211

田中・佐々木

県庁内線：5978